

第3回長野県食と農業農村振興審議会 次第

〔 令和4年6月9日（木） 13:15～15:15 〕
〔 県庁本館 特別会議室 〕

1 開 会

2 あいさつ

3 会議事項

（1）次期計画の骨子と盛り込むべき施策の展開方向について

（2）意見交換

（3）その他

4 閉 会

審議会資料一覧

- 1 長野県食と農業農村振興審議会委員名簿 P 1
- 2 長野県食と農業農村振興審議会座席表 P 2
- 3 長野県食と農業農村振興審議会傍聴要領 P 3

資料

資料 1 次期長野県総合 5 か年計画と長野県農業農村振興計画の策定スケジュール

資料 2 次期長野県食と農業農村振興計画骨子（案）

- 参考資料**
- 農業生産構造等の見通し・目標に対する現状について
 - 第 2 回長野県食と農業農村振興審議会において委員から出された意見
 - 第 3 期長野県食と農業農村振興計画の推進に向けて【令和 4 年度 実行計画】
 - 令和 3 年度長野県農業の概要

※ 長野県食と農業農村振興審議会 今後の予定

長野県食と農業農村振興審議会委員名簿

【第8期委員】（任期：R3.8.5～R5.8.4）

【敬称略】

区分	氏名	所属・団体名等	地域 主な経営作物	備考	
農業者の代表者 【4名】 県下4広域毎に1名	やまもと ひろゆき 山本 裕之	(株) ベジアーツ 代表取締役社長 長野県農業士協会会長	東信 (御代田町) 野菜	御代田町	
	やじま りえ 矢島 りえ	上原農園 長野県農村生活マイスター協会前会長	南信 (諏訪市) 野菜	諏訪市	欠席
	なかむら たかのぶ 中村 隆宣	(有) 安曇野ファミリー農産 代表取締役 長野県農業経営者協会副会長	中信 (安曇野市) 果樹	安曇野市	
	やました えり 山下 絵里	(株) 山下フルーツ農園 代表取締役社長 NAGANO農業女子コアメンバー	北信 (飯綱町) 果樹	飯綱町	
農業協同組合、農業 委員会、その他農業 関係団体の代表者 【3名】	たけしげ まさし 武重 正史	長野県農業協同組合中央会 専務理事		長野市	
	いちかわ さとる 市川 覚	(一社) 長野県農業会議 副会長		佐久市	欠席
	ところ ひろし 所 弘志	長野県土地改良事業団体連合会 常務理事		長野市	
市町村の代表者 【1名】	ふじまき すすむ 藤巻 進	長野県町村会 (軽井沢町長)		軽井沢町	欠席
県議会議員 【2名】	よだ めいぜん 依田 明善	長野県議会議員 (自由民主党県議団)		小海町	
	つづき みきお 続木 幹夫	長野県議会議員 (改革・創造みらい)		塩尻市	
消費者の代表者 【2名】	たけうち かよこ 竹内 佳代子	(公社) 長野県栄養士会 常任理事		長野市	欠席
	きよの みどり 清野 みどり	生活協同組合コープながの 組合員理事		中野市	
食品産業、流通産業等 の事業者の代表者 【2名】	くらさき ひろし 倉崎 浩	長野県青果卸売市場連合会 会長		長野市	
	たけむら のぶこ 竹村 暢子	(株) VINVIE 代表取締役社長		松川町	
食料、農業又は農村 に関し優れた見識を 有する者【1名】	すえまつ ひろゆき 末松 広行	(株) 三井住友海上火災保険 顧問 (元農林水産事務次官)		東京都	

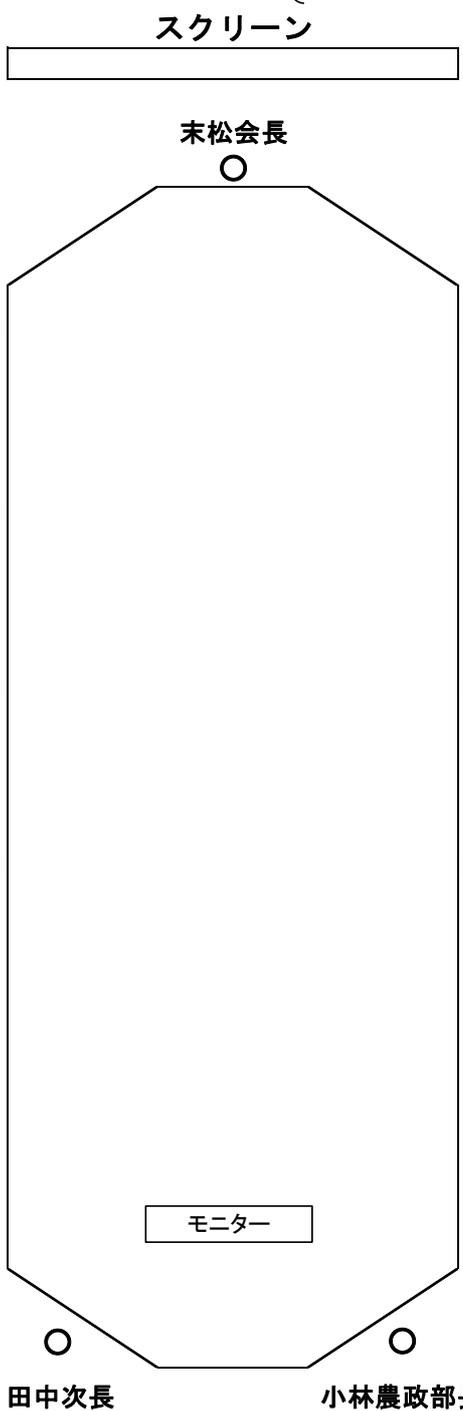
第3回 長野県食と農業農村振興審議会 配席図

令和4年6月9日(木) 13:15~15:15
県庁本館特別会議室

別室(西庁舎112号会議室)
推進会議メンバー
農政部基本対策協議会幹事
傍聴者

報道関係者・傍聴席

農業政策課企画係



出入口

出入口

- | | | | | | | | |
|-----------------|------------------|--------------------------|------------|------------|------------|------------|------------------|
| ○ 原企画幹兼
課長補佐 | ○ 山宮企画幹兼
企画係長 | ○ 村山農産物
マーケティング
室長 | ○ 平林農地整備課長 | ○ 小林農業技術課長 | ○ 吉田園芸畜産課長 | ○ 荒井農村振興課長 | ○ 青沼家畜防疫対策
室長 |
|-----------------|------------------|--------------------------|------------|------------|------------|------------|------------------|

「長野県食と農業農村振興審議会傍聴要領」

1 傍聴の手続き

- (1) 審議会の会議の傍聴を希望するものは、会場受付で、氏名及び住所を記入の上、会議の開始までに所定の席に着席すること。
- (2) 傍聴希望者が、傍聴席の数を超えた場合は、先着順により傍聴者を決定すること。

2 傍聴者の遵守事項

- (1) 傍聴者は、静粛に傍聴することとし、発言したり、拍手その他の方法により賛成又は反対の意向を表明したりしないこと。
- (2) 傍聴者は、会議の撮影、録音等を行わないこと。
- (3) 傍聴者は、上記のほか、会議の支障となる行為をしないこと。
- (4) 遵守事項に違反した場合には、傍聴を認めないこと。
- (5) その他、審議会会長の指示に従うこと。

(参 考)

「審議会等の設置及び運営に関する指針」(抄)

第5 審議会等の会議の公開

審議会等の会議は、原則として公開することとし、公開に当たっては次の事項に留意するものとする。

- (1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴及び会議結果の公表により行うこと。
- (2) 会議の傍聴は、審議会等の長が、会議場に一定の傍聴席を設けて、希望する者に傍聴を認めることにより行うこと。
- (3) 審議会等の長は、傍聴を認める会議の開催に当たっては、あらかじめ審議会等の名称、開催日時、場所、議題、傍聴者の定員、傍聴手続等について、原則として開催日の1週間前、遅くとも3日前までにプレスリリースするとともに、県のホームページに掲載することにより県民に周知すること。
- (4) 会議結果の公表は、議事録等及び会議資料の県のホームページへの掲載、行政情報センター、行政情報コーナー等への備え付けにより行うこと。
- (5) 会議資料の公表は会議終了の日から概ね2週間以内を目安に、また、議事録の公表は概ね1ヵ月以内を目安に行うよう努めること。
- (6) 次のいずれかに該当する場合は、審議会等の長がその会議に諮って非公開の決定を行うことができること。なお、非公開の理由の開示を求められた場合には、それを明らかにすること。

ア 長野県情報公開条例(平成12年長野県条例第37号)第7条各号に定める非公開情報について審議する場合

イ 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議に著しい支障が生じると認められる場合

- (7) 会議の公開又は非公開の決定は、審議会等の長が会議の開催日時等の決定にあわせ、会議に諮って行うこと。なお、あらかじめ会議に諮ることができない場合は、各委員の意思を確認し事前に決定すること。
- (8) 会議の傍聴を認めない場合であっても、議事要旨の記録等の公開が可能な場合、会議結果の公表は行うこと。